

保護者各位

名古屋新生福祉会  
理事長 林 小夜子

新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力くださいまして、ありがとうございます。  
名古屋は緊急事態宣言も解除となり、少しばかり明るさも感じられるようになりました。  
園も春の花から、夏の花へと季節の移り変わりを感じます。  
名古屋市より5月15日付けで下記の内容の文書が届きましたので、お知らせします。

令和2年5月15日

民間保育所  
各 私立認定こども園代表者様  
地域型保育事業

名古屋市子ども青少年局保育部保育企画室長  
保育運営課長

#### 緊急事態宣言解除後の保育所等の対応について

新型コロナウイルス感染症にかかる保育所等における対応につきましては、令和2年4月24日付通知「市立学校（園）の臨時休業の延長に関連しての保育所等の対応について」（以下「4月24日付通知」という。）等に基づきご対応いただいているところです。

今般、緊急事態宣言解除後の保育所等の対応に関し、**4月24日付通知にてお示ししている取扱いについて、予定どおり、令和2年5月31日をもって終了すること**といたしました。各施設・事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応くださいますようお願いいたします。

この間、新型コロナウイルスの感染防止に細心の注意を払いながら必要な保育を継続しつつ、登園を控える旨の呼びかけや事務手続き等にもご協力いただいていることに、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルスの感染防止については、引き続き細心の注意を要しますが、何卒よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。

記

#### 1 5月31日に終了する対応の内容（4月24日付通知どおり）

- (1) できる限り登園（休日保育の利用を含む）を控えていただくようお願い
- (2) 保育利用状況確認書の活用
- (3) 登園を控えた場合の利用者負担額（保育料）の日割り計算

#### 2 その他

- (1) 本市公式ウェブサイトの記事は以下のページに掲載しています。＜本市公式ウェブサイト＞  
「保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について」  
（トップページ➡暮らしの情報➡健康と子育て➡子育て➡預かり・養育➡新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた保育所等、放課後児童健全育成事業所、小学校の休校及び子育て支援事業等の対応について➡保育所等における新型コロナウイルス感染症対策について）

保育企画室認可給付係 Tel:972-2528

保育運営課保育指導係 Tel:972-3972